

市長選挙:住民投票 = 52.7% : 62.4%

- ・投票率が上がるということはどういうことか。
- ・今まで政治、社会に不満を持っていたが、どうしていいかわからない層が投票に行く
- ・投票率が上がる = 政治。社会を変えたいという票が増える事。もしくは、地域を破壊から守りたいという票が増えること
- ・今の政治、社会を概ね維持したい層は、選挙の重要性を理解しておりすでに投票している
- ・地方政治を変える条件 = 投票率の上昇
- ・投票率が上がる = 女性、若者の投票率の上昇

② 地方政治を変える為の4条件

- ・政策：原因がどこにあるのか、どのような新たな政策が必要なのか
- ・主体：どのような政治勢力が伸びれば、新たな政策が実行できるのか
- ・方法：政策と主体を女性、若者にどう伝えるのか
- ・継続：幅広い市民運動を継続的にやっているか

5. 新たな自治体政策

① 国の政策から地域、市民生活を守る

- ・地域の平和安全、市民生活の向上、地域経済の活性化を進めるためには、国と自治体が両輪
- ・残念ながら、国がそのような立場に立たないのであれば、自治体は国の政策から地域と市民を守る政策を展開すべき
- ・かつての革新自治体が実施したように→沖縄、新潟、静岡等
- ・多くの自治体が国の政策に異議を唱えることで、世論を動かし、国の政策を変えることもできる

② 地域と自治体の再編

(1) 空間の再編:縮小、統廃合ではなく、質的改善

- ・例えば、学校は統廃合ではなく基準の改善を求める。子どもの減少を逆手にとって少人数学級を導入する、
- ・児童が15%減れば40人学級→34人学級に
児童が30%減れば40人学級→28人学級に
- ・教員を増やす必要がなく、建物も増築する必要がない。今の予算を維持すれば実現可能。
- ・コンパクトシティも同じ。本来は人口増に対応して、質を保障しながら、市街地の拡大を進めるべきであったが、質を犠牲にした市街地の拡大になった
- ・公園の拡大、自然の再生→環境への負荷を軽減するまちづくり
- ・防災的に脆弱な地区の改善、防災的に脆弱な地域からの転居→事前災害に強い

まちづくり

(2) 地域経済の再編：循環型経済の確立

- ・大都市に依存する地域経済。大型開発やインバウンドに依存する経済
- ・大型事業所が減少し、雇用が生活の場で発生
- ・個人消費の拡大を進めつつ、各地域で循環型経済を確立させる
- ・商店街、第1次産業、医療・福祉・教育、再生可能エネルギー、中小企業等
- ・社会保障の経済効果を重視する

(3) 地域福祉の再編：日常生活圏の整備

- ・日常生活圏（日常生活の範囲）を単位とした公共施設整備
- ・日常生活圏、一般的には小学校区、1平方km 5000人～1万人
- ・生活圏内に日常生活を支える公共的施設とサービスが整備＝暮らし続けられる地域
- ・公共的施設とサービス：日常的な医療、高齢者福祉、障害者福祉、社会教育、小学校、保育所、幼稚園等
- ・日常生活圏内で高齢者、障害者、児童福祉を質、量ともに確保するようにする

(4) 行政の再編：地域化を促進

- ・デジタル化、民営化、定数削減・非正規化ではなく、行政の様々な権限を地域に分散させる
- ・区役所、支所、出張所の機能拡充
- ・それに対応した市民組織の設置、身近な単位での市民参加
- ・将来的には日常生活圏レベルまで行政権限、機能を分散させるべき
- ・民営化による効率よりも、地域化による効率
- ・行政に必要な効率は市民の意向に的確に応えること

(5) 公共性の回復

- ・2000年代から各種のアウトソーシングが進む
- ・維新による何でも民営化
- ・DXによる究極のアウトソーシング、医療、福祉、教育など市民生活を支える基本的な計画を企業が担うようになる
- ・市民サービスに関わる基本的な計画は行政が立案し、責任を持つべき
- ・市民サービスの水準を一定に保つために必要なサービスは直営で行うべき
- ・市民が選択できないサービスについては直営を維持すべき

6、自治体を変革する主体

- ・まちづくりは人づくり
- ・どのような人をつくるのか＝地域に関心を持ち、地域をよくする為に共同で取り組む人
- ・言い換えると自治能力の高い市民

- ・高層ビルが建ち、高速道路が通り、大型商業施設が建設されていても、まちに関心のない人ばかりだと、そのようなまちは確実に衰退する

<感想>

中山氏は、講演で「この1年を振り返りながら、地方自治をめぐってどのような問題があったのか、それが自治体や地域に対してどのような影響を与えてきたのか」から解きほぐしてくれた。島田市政をめぐるのが、この1年に限らずこの間、どう国政と絡んで進められてきたかがよくわかる内容であった。

そして、地方政治を変える為の条件として、政策、主体、方法、市民運動についてのアドバイスがあった。地域と自治体の再編である。これを具体的に学び、今後も施策への提案として活用したい。私が特に感じたのは、市はコスト削減のもと官から民への行政改革を推進しているが、公共性の回復を強調されたことは意義深い。議会活動に活かしていく。

記念講演② 地域の主権を大切に、ミュニシパリズムの広がり

岸本聡子（東京都杉並区長）

<講演の骨子>

地域の主権を大切に、公共の再生、地方自治について

1, 投票率数%の上昇で政治の景色が変わる

今年4月23日の区議会議員選挙で48人定員のうち女性が24人。男性と半々。
区議会史上初めて。新人15名当選、現職12名落選。上位4名はすべて新人女性。

投票率43.66%（前回より4.19%上昇）

30代の投票率がアップ。男性5%、女性9%増。・・・選挙に行こう

どんな選挙戦だったのか？

- ・政党・会派を超えた候補者が一緒に「共同街宣」
- ・多様な候補者・・・例えばシングルで単身者、環境活動家、カフェの店主・・・
若い世代や女性の有権者にとって等身大で身近な存在となっている。

・区民が「杉並区議選ドラフト会議」なるインターネットサイトを立ちあげた

・区長は「選挙に行こう」と一人街宣。

「ジェンダー平等」「気候危機への対策」「地域経済の振興」「防災やまちづくり
を区民の視点で」など政策協定を候補者19人と結ぶ。

2, ミュニシパリズム（①運動②地方政治③地域経済の要素）の戦略

区長として杉並区で取り組もうとしている変革が世界規模の大きな潮流の中にある。その潮流とは『公共』の役割と力を取り戻すこと。

- ・地域の住民が主体となって、自分たちの税金の使いみちや公共の財産の役立て方
民主的な方法で決めていくこと。
- ・この数十年、世界中で国や自治体が本来持っていた公共的な役割をどんどん縮小
し、水道や電力など住民生活に不可欠なインフラ事業まで、民間企業に委託
してしまう民営化の流れが続いてきた
- ・その結果、本来は住民のものであるはずの公共財産が、営利の論理で支配され、
人々の生活を圧迫するといった問題が相次いでいる。
- ・非正規雇用や賃金が上がらない問題もその中にある。

① 土台になるのは運動

社会運動、市民的な運動、自治の運動

アラブの国々の民主化運動「アラブの春」「ウォール街を占拠せよ」

「#MeToo」運動「ブラック・ライヴズ・マター」運動

グレタさんの「気候のための学校ストライキ」

昨年秋からヨーロッパ各国でのストライキ、ゼネスト

新しい労働運動（ハリウッド、スターバックス、アマゾンなど）

② 地方政治の権力を取ることをめざす

住民運動を母体として、自治体ごとの市民政党がつくられ、首長や地方議会の選挙で勝利し、国の政府やEUといった大きな権力にももの申していく。

市民プラットフォーム、市民コレクティブをつくっての活動

・普通の生活者が地方議会に入っていく。杉並区議選後、「政治の景色が変わる」議会質問もジェンダーや気候変動問題、生活の危機についてなど

③ 自治体職員の本来の仕事は、住民と一緒に地方自治をやっていくこと

・20年間の行革の中で、正規職員が減らされ、非正規の会計年度任用職員に置き換わってきた

・「行政にとってはコストが重要」「行政職員には創造力や専門性がないから、すべて民間にお任せすればいい」という考えの刷り込みの打破。

それには20年掛かる取り組み。

④ コモンズの連携、公公連携

市場で活動する企業は利益を最大化しなくてはならないので、どうしても技術や経験に対して対価を求める。今まで何でも「官から民へ」があたかも社会的な合意であるかのように進められてきたが、これからは、自治体の強さ、つまり市場を介さずに経験や技術を共有できる点を強調。

⑤ バルセロナ・コモンズ（スペイン）

・ジェンダー平等・女性の暴力に対する公共サービスの提供、LGBTに
関する担当部署の設置

・グリーンな都市計画モデル・・・人間中心、特に子ども中心のまちづくり

・公営住宅の保障

⑥ 地域経済の民主化

・とりもなおさず脱炭素社会の実現。本気で、経済構造や社会構造、文化を変える。

ゼロカーボン政策の有効性は少子高齢化で専門的なケアワーカーが必要になる。賃金UP。正規職員化が必要。地域に良質で安定的な雇用の創出。

⑦ 公共サービスとコモンズの民主化の道

公共サービスや公共財、コモンズの「民営化」が今まで言われてきた。これが進む中で、公的な領域、コモンズの領域が市場に絡め取られてきたのがこ

の20年間、その多くがケアや公共施設、公共サービスだ。

これからは、地域社会の市民や事業者も含めて、行政と同等のパートナーになって、地域のコモنزの管理やサービスを提供していく。自治のチカラを強くする。

(感想)

杉並区長の岸本氏には以前から注目していたが、今回講演を聴く機会があり有意義だった。まず、若者や女性の投票率アップが、政治状況の変革につながった話は新鮮だった。どのような選挙活動をしたのか。

(どのような政策をどのような手段で訴え、支持を得たのか。既存のやりかたではなく、有権者に届くやり方の工夫がなされていた。)しかし何よりも、彼女のこれまでの豊かな活動経験から「ジェンダー平等」「気候危機への対策」「地域経済の振興」「防災やまちづくり」の政策を公共として取り戻そうと訴え、大きな共感が広がったのだと思う。公共サービスとコモنزの民主化の道をすすむことが自治体にとって重要であると強調したことは共感できる。地域の住民が主体となって、自分たちの税金の使いみちや公共の財産の役立て方を、民主的な方法で決めていくことだと説く。

その後の区議会議員選挙では、「政策合意書」をつくり、合意できた19名の候補者を応援したとのことだ。結果、議会構成では女性議員が半数を占めたことに感銘を受けた。

新人女性たちが当選したことで、杉並区議会の質問内容もがらりと変わったと言う。ジェンダーや、気候変動問題、生活の危機について、多くの一般質問が出て、みんながびっくりするような変化だという。

「首長のリーダーシップも議会の構成も重要だが、やはり時間を掛けて職員たちとともに学んでいくことが重要だ」と指摘する。「自治体職員の本来の仕事は、地域社会に出ていって住民と一緒にまちづくりや人づくり、地方自治やっていくことだと確認していかなくてはならない」「20年間も続いてきた行政改革の波を変えるには、やはり20年間かかるとりくみだ。一からやらなければならない。」岸本区長のこれからの手腕に期待するとともに、杉並区議会のこれからに注目していきたいと思った。

「奈義町の子育て支援の到達と課題」

森藤政憲 ・ 奈義町議会副議長

- ① 人口5、700人。農業が基幹産業。奈義ビーフが特産の畜産のまち。陸上自衛隊の日本原駐屯地演習場を抱えた「基地の町」。平成の大合併では住民投票で合併しないを選択した。
- ② 2007年（H19年）に誕生した花房町長は「町民の身近なところに目をやる政治」「良いことはどんどん進める」「箱もの建設は抑制する」との姿勢を堅持し、次から次へと子育て支援策を進めてきた。
2017年（H24年）には、「子育て応援宣言」を行い、町を挙げて、子育ての町を進めてきた。現在の支援策の大半が、この時期に作り上げたもの。

奈義町単独の主な子育て支援策

	子 育 て 支 援 の 内 容
1	子どもの誕生に際し、10万円をお祝い金として支給。
②	小、中学校の教材費を無償。
③	子どもの医療費は高校卒業まで無料。
④	学校の給食費を半額。
⑤	家庭で育児している世帯（3歳まで）に、月額15,000円を支給。
⑥	高等学校等就学支援金を月額20,000円（年額24万円）支給。
⑦	任意のワクチン（おたふくカゼ等）接種を無料化。
⑧	第2子以降の子どもさんの、保育料、幼稚園授業料、学童保育利用料は半額。第3子以降は無料。
9	不育治療助成（年額30万円が限度）、不妊治療助成（年額20万円が限度）を実施。
⑩	奨学育英金（無利子で年額60万円を貸与）。卒業後奈義町に居住で、以降、全額免除。

③ 住民運動の力で要求実現

〇印 議会提案

中学校給食は2回にわたる署名運動の結果。施設一体型小中一貫校の問題では有権者の半数に近い2600あまりの署名を集め、一貫校建設をストップさせた。住民運動の力は大きい。

④ 合計特殊出生率について・・・これはあくまでも結果

奈義町は、2014年に特殊合計出生率が2.81に
2019年に 2.95に

子どもを“産めよ増やせよ”の運動ではなく、子どもを産みたいという住民に対して、安心して子育てできるような環境をつくる事が大事。その結果の合計特殊出生率の向上につながった。

⑤ 財源問題・・・間違った報道が一部にある。

- ・一部のテレビやマスコ等で、子育て支援の財源を議員定数の削減、職員の人件費削減等に求めたとの報道がされた。合併を選択しないとしたとき議会が「自分たちも身を削る？」との姿勢を示したもの。職員の人件費の削減については、町単独で人件費の削減を行った経緯はない。奈義町の人件費が低いのは、若い職員が多く、平均年齢が低い他自治体と比べて平均給与が低くなっている。

- ・「自衛隊のお金があるからできるのでは・・・」

自衛隊関連のお金が、交付金、補助金、その他を含め町の一般会計歳入の6～9%を占めている。人口も全町民の1割、有権者も1割程度。想像されるような大きな数値ではない。

- ・問題はいかに財源を子育て支援などに回すかどうか。貴重な財源を箱物建設、大型建設事業に回すような行政運営をしない。要は行政や議会の姿勢が重要。奈義町の子育て支援策の事業費は一般会計歳出予算の2～3%程度。

⑥ 奈義町の子育て支援の課題

- ・あくまでも子どもを産みたい、育てたいと願っている町民の願いに応え、それにふさわしい援助の手を差し伸べる施策であってほしい。奈義町の令和4年度の出生数は23年ぶりに30人台の水準に落ち込んだ。

- ・安心して結婚できる、安心して子どもが産める、そういった環境をいかにつくっていくかが課題。子どもを持っている世帯への援助が中心の施策になってきたが、結婚したいけどできない、そういう若者にも手を差し伸べる取り組みが求められている。その点では国の責任は大きいと言わなければならない。

(感想)

島田市議会で「子どもの医療費の完全無料化」等を求めると、市長は「市には独自で進める財源がない、国がまずやるべき事、県の更なる助成を求める」との答弁が続いてきた。しかし、市民運動の中で一步一步実現させてきた。奈義町と同じように子育て支援の課題は共通している。今後は学校給食費の無償化を実現させたい。

リレートーク「地域と自治体 最前線」②

非正規公共労働者の挑戦—会計年度任用職員制度の矛盾と公共サービスの未来

小川裕子（自治労連非正規公共評議長）

1、会計制度任用職員制度の矛盾

- ・ 2020年4月から始まった制度
- ・ 8割以上が女性
- ・ 専門職4割以上、やりがいを感じている5割以上、年収は200万未満
- ・ 制度は処遇改善だったがその実感はなく制度の矛盾が露呈
- ・ 国が財源を付けず自治体まかせ

2、非正規であっても住民のために働く

- ・ 看護、介護、保健所、学校給食調理、保育、図書館、相談窓口、ごみ収集等、住民のために、住民に寄り添い働く
- ・ 経験と研鑽、知識・技術、スキルの向上・・・安定した雇用が必要

2、公共のあり方とは

- ・ 現在、自治体の合理化・効率化の進行
- ・ 正規職員の削減、非正規化並んで業務の委託や指定管理者制度による外部化
企業の参入が増え、公共サービスの本来の理念が形骸化
- ・ 長期間にわたる事業の外部化により、自治体職員の事業理解が欠如、誰のための業務であるべきかという根本的な視点の欠如

3、提案

- ・ 自治労連は、運動方針に「公共を取り戻すこと」
- ・ 理念の啓発と労働組合への加入の進め
- ・ 住民の理解と協力を求める

（感想）

2020年度から始まった会計年度任用職員制度の矛盾が全国で明らかになってきた。島田市は、同時に窓口業務等包括委託に踏み切り、さらに低賃金労働を広め、住民サービスを後退させてきた。提案のあった「公共を取り戻すこと」を基本に、会計年度任用職員の正規化と処遇改善を求めている。

リレートーク「地域と自治体 最前線」③

マイナンバーカード有無で保育・教育に差別的政策を許さない

備前市のたたかい

中西裕康（備前市議会議員）

- 1、備前市 人口約3万2千人、高齢化率39，％
平成の合併以降、急速に人口が減少・・・移住定住、子育て支援に力点
- 2、学校給食費、教材費の無償化
2022年4月～学校給食費完全無償化、教材費の無償化
- 3、突然の通知（2022年12月16日）備前市教育庁
「園児及びその世帯員マイナンバーカードを取得している場合、申請により保育料が納付免除になります」学用品費、給食費についても同様に通知文を送付
その目的は・・・「マイナンバーカードはオンライン上で安全かつ確実に本人であることを証明できることから、デジタル社会の構築に必要なツールであり、市においてもマイナンバーカードを全市民が取得することをめざしているため」
- 4、「子どもたちに平等な教育・保育を求める実行委員会」のたたかい
 - ・抗議と署名活動（ネット署名を取り入れる）・・・署名数5万795筆
署名の呼びかけ人には教育関係者、元校長、元市職員など
ツイッターやFacebookで取り上げた
 - ・マスコミへの働きかけ、申し入れ活動、スタンディング、議会への働きかけ
 - ・法的に反論
 - ① 子どもの権利条約②教育基本法③子ども・子育て支援法④地方自治法⑤差別の問題⑥不当連結⑦不利益処分⑧日本共産党宮本たけし衆議院議員の国会でのやりとり
 - ・2023年3月13日岡山弁護士会が「マイナンバーカード取得を保育料、学用品及び給食費の免除の要件とする岡山県備前市の施策について再考を求める会長声明」を発表
- 5、運動の力で取得要件の撤回！
 - ・3月23日、市議会本会議で8対7の僅差で条例案は可決。
 - ・しかし、4月5日、市長が突然記者会見を開き、「取得要件の撤回」を表明。
理由は、「新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金約1億2千万円の通知があった」とした。「反対運動を考慮したものではない」とも。
- 6、総括
 - *この間の住民運動の成果。「これはおかしいな」との素朴な疑問から発した運動だっ

たが、議会での取り組みと住民運動、専門家のタイムリーな助言といった力を合わせた取り組みが教育や福祉の権利を守り、住民自治を守った闘いだった。

(感想)

この件に関しては、マスコミ報道されたとき、私も「おかしいな」と感じた。総括で「これはおかしいなどの素朴な疑問から発した運動」とのことだが、その疑問・感覚がとても大事だと思う。備前市の多くの住民の撤回運動の成果であるのに、市長の記者会見の発言にはがっかりさせられた。保育・教育に差別的な政策は許さない。

7月23日(日)分科会6

「公なき『地域共生』とDXによる社会保障の変質を考える」

「介護・福祉の法政策はどう展開してきたか、課題は何か」

豊島明子(南山大学)

<レポートより>

はじめに

- ・介護保険の下で20余年にわたり続く市場化政策。その一方で、近年、「地域共生社会」を掲げた福祉政策も進められている。権利としての介護・福祉を実現するための課題は何か。行政の役割は。
- ・デジタル化の政策は、医療・介護分野に多大な影響を及ぼしつつある。どのような課題があるか。

1. 介護・福祉の法政策はどう展開してきたか ― 1990年代後半から、現在まで

(1) 福祉の“パラダイム転換”をもたらした「介護保険法」(1997年制定、2000年施行)

- ・「社会福祉基礎構造改革」――「措置から契約へ」

- 福祉サービス利用関係における申請主義の原則化。その例外としての、措置制度(職権主義)。

- ・サービス提供主体の多様化(行政の民間化)――福祉の市場化、福祉の契約化

- ・「官から民へ」の構造改革政策――サービス提供主体を「民」に委ねる。営利化。

- 介護では、相談支援も民間へ。サービス提供主体の地位から撤退した行政――専門性の喪失。

- ◆厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」によると、「居宅介護支援事業所」、「訪問介護」、「通所介護」は、営利法人の占める割合が増え続けている(2000年→2021年で、順に、18.1→52.6%、30.3→70.3%、4.5→53.3%)。一方、地方自治体・社会福祉法人は、大きく減少してきた(順に、11.9→0.7%・35.0→23.7%、6.6→0.2%・43.2→15.7%、22.2→0.3・66.0→35.3%)。

- その一方で、「地域包括ケアシステム」が推進される中、「介護予防支援事業所(地域包括支援センター)」は、地方自治体と社会福祉法人のシェアが依然として高い(2007年→2021年で、順に、35.2→21.3%、43.6→56.6%)。

- なお、地域包括支援センターは、2022年4月末現在で、直営1,060(20%)、委託4,254(80%)。

- ・介護保険は、「権利としての介護保障」から見て、多くの課題を抱えてきた。これは、つまるところ、「介護保険の持続可能性」論がもたらしてきた諸問題。

- ①経済的な負担増―――上昇を続ける保険料と利用者負担。

- ②サービスの利用制限―――生活援助の軽視、「軽度者」外し(特養入所、地域支援事業)等。

- ③介護従事者の処遇―――労働条件の悪さ、担い手の不足と高齢化。

(2) 公なき「地域共生」へ?

―――市場化政策に付加された、「地域共生社会」(社会福祉法2017、2020年改正)

- ・「官 vs. 民」という把握から、「公 vs. 民」へ。―――多様な「私」。「共」に焦点が当てられる方向へ。
- ・「地域包括支援センター」を拠点とした「公民連携」の介護の展開(2005、2011、2014、2017年)。

- 「地域包括ケアシステム」の「深化」としての「地域共生社会」。

◆地方自治政策における「公共私連携」論。

・「自治体戦略 2040 構想研究会第一次報告」(2018 年 4 月)、「〃 第二次報告」(2018 年 7 月)。

公共私によるくらしの維持

(1) プラットフォーム・ビルダーへの転換

- ◆人口減少と高齢化に伴って、自治体職員の減少、地縁組織の弱体化、家族の扶助機能の低下、民間事業者の撤退などが生じ、公共私それぞれのくらしを維持する力が低下する。自治体は、新しい公共私相互間の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー」へと転換することが求められる。その際、自治体の職員は関係者を巻き込み、まとめるプロジェクトマネジャーとなる必要がある。
- ◆自治体は、個人の自立性を尊重し、自助を基本としながら、放置すれば深刻化し、社会問題となる課題については、従来の地域社会や家族が担ってきた領域にも進んで踏み込んでいく必要がある。……

- ・「組織や地域の枠を超えて多様な主体が連携し合うネットワーク型社会を構築していくことが重要」(第 32 次地制調答申 2020 年 6 月 26 日)。

◆現在、地方自治政策の中に、「公共私連携」が位置づけられている。

- ・自治体には、公共私をつなぐ「プラットフォーム・ビルダー」としての役割が、求められている。
- しかし、生存権保障にかかわる行政分野では、自治体は「プラットフォーム・ビルダー」としての役目にとどまるわけには、いかない。“生存権保障”のために行政が果たすべき公的責任、そして、公的責任の実現を可能にする、行政の具体的なあり方が、問われている。

◆「互助」の取組み、相談支援の「包括性」-----「分野ごと」の縦割りではない 相談支援

- ・背景として、家族・地域の支援力の低下、人口減少社会。
- ・「共生社会を実現するためのまちづくり」。「誰もが支え、支えられる社会の実現」を目標に。
- 「全世代・全対象型地域包括支援」(2015 年厚労省 PT)

◆手法の変化 -----「アウトリーチ」、「伴奏型支援」、「協議」

- ・「新しい包括的な相談支援システムは、『待ちの姿勢』ではなく、対象者を早期に、かつ積極的に把握すること、すなわち『アウトリーチ』という考え方に立って運営することが重要である。」(同上)
- ・必要に応じて積極的に本人に同行して関係機関に赴き、本人のニーズを適切に代弁するとともに、関係者の協力を得ながら本人に継続的に関わる。こうした『伴奏型』の支援を重視する。」(〃)
- ・「相談支援機関が地域会議を主催し、関係者と協議する枠組みを設けることが考えられる。」(〃)
- ◆「地域共生社会」を実現するしくみ ----- 「包括的な支援」と「重層的な支援」体制。
- ・ここで形成される法律関係は、どのようなものか。そこにおいて、行政の果たすべき役割は何か。
- 「人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な共生社会づくり」のため、「重層的支援体制整備事業について、実施市町村の拡充を図る」(骨太方針 2023)。

2. 介護と DX (デジタル・トランスフォーメーション)

- ・健康保険証のマイナンバーカードへの一体化と保険証廃止によるマイナンバーカードの「義務化」が進む中、介護分野では、「生産性向上」と「介護の科学化」が、求められている。
- 介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入と、人員配置基準の緩和。
- データ活用による介護の標準化、「データ化でき、アウトカム (結果) の評価が可能な介護 (=科学的介護)」が『質の高い介護』という介護の専門性に対する一面的な評価、「「事業所の質」の管理・統制」につながる (林泰則)。医療・介護の DX が、給付抑制に拍車をかける懸念 (参照：骨太方針 2023)。

3. “権利としての社会保障”を目指す、裁判の動き

◆2013～2015年に行われた生活保護基準の引下げによる、保護減額決定を争う訴訟。

- 総額670億円の保護費削減（年齢・世帯構成・地域別に着目した「ゆがみ調整」が90億、物価下落に着目した「デフレ調整」が580億）。全国29地裁で提訴。1審は原告が11勝10敗（2審は1敗）。
- ・「生活保護をあたり前の権利に」するために。
 - “違法な行政を是正する司法（裁判所）の役割が果たされるか”が、問われている。しかし、司法の判断は、生活保護や生存権保障に対する世論を映し出す「鏡」という面もある。
 - 注目すべき取り組み：京丹後市の「生活保護の申請は、国民の権利です」チラシ全戸配布。

◆介護保険と障害者福祉 ----- 障害者福祉における“65歳の壁”。

- ・障害者総合支援法7条の「介護保険優先適用原則」の下で、65歳を迎えた原告が、介護給付費の不支給決定を受けたことについて、自治体の裁量権行使の違法が争われている。
- 「天海訴訟」控訴審判決（東京高裁2023年3月14日判決）は、原告勝訴。千葉市が上告。

◆「登録ヘルパー国賠訴訟」 ----- 「ケアを社会の柱に」。

- ・労働基準法令違反の是正のために、必要な制度設計や規制権限行使をしない国に対する国家賠償訴訟。

（レポート発表の感想）

氏の話は、国が進めた福祉の市場化、福祉の契約化が、介護保険制度で言えば、国民に経済的な負担増（保険料、利用料）とサービスの利用制限、介護従事者の処遇改善の問題を浮き彫りにさせた。氏はさらに、制度の矛盾を変えて行くには、本来行政は住民福祉の向上に対して「措置制度」をもち、それを活用させていく事の重要性を強調した。今、よりよい介護保険制度への転換が求められているし、それには、国が財政的にもっと支援する事であり、そのためにはわたしたちが声を上げていかなければならないと強く感じた。

テーマ

公なき「地域再生」とDXによる社会保障の変質を考える

国民健康保険制度を中心に医療保険制度ですすむデジタル化について

神田敏史（神奈川県自治労連執行委員長）

はじめに

この間の国民健康保険制度（以下国保）の動き

2018年度から、国保の都道府県単位化・・・国保財政基盤強化策3400億円公費投入

2019年「オンライン資格確認」導入決定、被保険者証に個人単位枝番記載義務化

2021年10月から本格実施

2022年と2023年 子どもの均等割軽減、出産育児一時金の引き上げ、産前産後保険料軽減

2024年以降の国保運営方針に「法定外繰り入れ（決算補てん等目的）の保険料水準の統一」「医療費適正化対策」「事務処理標準化（国保事務処理標準システム導入）」項目の義務化、保険者努力支援制度交付金（3400億円のうち840億円を財源とする）

1、医療保険制度におけるデジタル化の動き

（1）マイナ保険証によるオンライン資格確認の推進

オンライン資格確認導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止をめざす

（2）全国医療情報プラットフォーム創設

オンライン資格確認等システムのネットワークを拡充し、レセプト特定健診等情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、自治体検診情報、電子カルテ等の医療（介護を含む）全般に渡る情報について共有・交換できる全国的なプラットフォームを創設

（3）電子カルテ情報の標準化等

標準型電子カルテの検討、電子カルテデータを治療の最適化やAI等の新しい医療技術の開発、創薬のために有効活用する

（4）診療報酬改定DX

（5）経営実態の透明化

医療法人・介護サービス事業者の経営状況に関する全国的な電子開示システム等を整備するとともに、処遇改善を進めるに際しての費用の見える化などの促進策を講じる。

（6）医薬品DX

（7）診療報酬改定

2、デジタル化の動きと直面する課題について

(1) マイナ保険証による保険証廃止について

政府は、「転記ミス等に伴う資格過誤による請求誤りや請求先調整事務負担軽減」や「資格確認・保険証発行業務の負担軽減」など、保険医療機関や医療保険者における事務負担の軽減。そして、「特定健診やがん検診データ」「調剤履歴」情報等により適正医療の確保が可能とメリットを挙げている。

しかし、協会けんぽや健保組合・共済で、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）に情報連携システムで照会（住民基本台帳情報照会）において「氏名」「カナ」「生年月日」「住所」4情報キーで別人が結びつき、資格情報はもとより健診結果などがマイナポータルで閲覧できる状況が生まれた。

さらに、マイナ保険証を所持していない者やオンライン資格確認による読取機未設置医療機関等において保険診療を受けることが困難となる。また、受療権確保のための「資格確認証」申請交付手続き事務負担が増える。また、資格確認業務（取得・喪失）が提出入時のみとなり、重複・無資格者の存在が十分に把握できないことが生じる可能性がある。

(2) 特定健診・特定保健指導結果や医療データの情報集約と活用

様々な健診・健診結果や診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）データは、被保険者への保健事業を効果的効率的に進めていく上で重要であり、また市町村の健康増進事業等を立案するためには必要で、2024年度改定の「特定健診等実施計画」「データヘルス計画」「医療費適正化計画」において重要な指標となっている。しかし、データ活用目的について、被保険者の了解が取れているとはいえず、その情報をもとに個人に対し保健事業を行う場合は丁寧な対応が必要となっている。また、データ活用はあくまでも匿名＝個人が特定されない情報を基本とされるが、複数情報の突合等で個人が特定される危険性もある。

(3) レセプト審査支払のデジタル化について

レセプトは保険医療機関が保険者（市町村や国保組合、協会けんぽ、健保組合、共済など）に請求する際に作成されるもので、保険者はその内容が、厚生労働省において告示で定めた基準に沿ったものであるか審査し、適正と認めた場合に診療報酬を支払っている。

実際の審査支払は、保険者が国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬審査支払基金に委託して行なわれているが、審査のデジタル化が進んでおり、そのためのシステム構築から審査支払手数料の引上げが生じている。

また、審査のデジタル化は電子カルテ標準化とあわせ行われており、医師の行う診療行為に縛りがかかる、あるいは個別の患者の状況に応じた診療が行われなくなる危険性が生まれている。

(4) 事務処理標準と法定外繰入解消と保険料水準の統一について

自治体 DX にあわせ、国民健康保険事務についてもクラウド化による国保事務処理標準システムを2025年度までに導入するとされている。しかし、市町村独自で行っている保険料減免等について標準システムでは対応できず、新たなシステム開発に要する費用が莫大となることや他市町村にも負担を強いることから、独自事業を断念することもある。法定外繰入の廃止による保険料水準の統一の問題も含め、新たに被保険者に負担を強いる動きが出て来る可能性がある。

3. デジタル化に何が求められているか

- (1) 事務負担軽減で行政サービスの質の向上は図られるのかの検証。財政効果検証。
- (2) 多様な事案に対応できる実務経験、知識・情報をもった関係職員のシステム参画。
- (3) 個人情報保護の徹底。利益に結びつく民間への流出規制の徹底。

(レポート発表の感想)

複雑化した国民健康保険制度において、円滑な制度運営を進めるためには、事務処理のデジタル化は必要と思う。しかし、その際の課題として

- ① 保険医療制度が国民の命と健康に関わる制度であるだけにシステムの誤りがあってはならないこと。(実際にはマイナ保険証のトラブル続出)
 - ② 取り扱う情報が最もセンシティブな個人情報であるので、個人情報保護の徹底。
- 結局、多様な事案に対応できる実務経験、知識・情報を持った職員の力量が試されると思う。自治体独自が積み上げてきた制度を切り崩してはならないと思う。当市にとっても課題である。